土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第四項中「樹園地を受益地とするもの又は」を削り、「（以下この項において「樹園地基盤整備事業等」という。）」を「又は樹園地を受益地とするもの」に、「樹園地基盤整備事業等に」を「地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うもの（樹園地を受益地とするものを除く。）に」に改め、「おおむね十ヘクタール」の下に「、樹園地を受益地とするものにあつてはおおむね五ヘクタール」を加える。

附則第三条第一項を次のように改める。

特定整備地域農用地利用集積促進土地改良整備計画（区画整理、農用地の造成又は暗渠排水が施行された地域（以下この項において「既整備地域」という。）に隣接する地域であり、かつ、区画整理、農用地の造成又は暗渠排水を施行することによりその区域内における効率的かつ安定的な農業を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与することが明らかである地域についての当該区画整理、農用地の造成若しくは暗渠排水又はこれらに附帯して施行することを相当とする土地改良事業（これらの土地改良事業と併せて施行することを相当とする当該既整備地域についての土地改良事業を含む。）の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。）に従つて行う次に掲げる土地改良事業については、平成三十六年三月三十一日までの間は、第五十条第一項の規定にかかわらず、法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が行うべき土地改良事業として申請することができる。

一　区画整理、農用地の造成又は暗渠排水

二　農業用用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更又は客土その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業（暗渠排水を除く。）であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

附則第六条第二項を次のように改める。

2　附則第三条第一項に規定する土地改良事業についての第七十八条第一項第一号の規定の適用については、同条第二項の規定にかかわらず、同号中「別表第一に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合」とあるのは、「百分の五十（北海道の区域（特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯の区域を除く。）内において行う場合（畑の改良を目的とする事業を行う場合に限る。）にあつては百分の五十二、沖縄県の区域内において行う場合にあつては百分の八十、奄美群島の区域内において行う場合にあつては百分の六十（畑の改良を目的とする事業を行う場合にあつては三分の二、田の改良を目的とする事業であつて、農業用用排水施設の新設又は変更の工事を含むものを行う場合にあつては当該事業に要する事業費の額のうち当該工事に係る事業費に相当する部分に限り百分の六十五）、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯（沖縄県又は奄美群島に属するものを除く。）の区域内において行う場合にあつては百分の五十五）」とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に土地改良法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請が行われたこの政令による改正前の土地改良法施行令附則第三条第一項に規定する土地改良事業については、なお従前の例による。

農林水産大臣　**吉川　貴盛**
内閣総理大臣　安倍　晋三

漁港漁場整備法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十一号

漁港漁場整備法施行令の一部を改正する政令

内閣は、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

漁港漁場整備法施行令（昭和二十五年政令第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中「並びに製氷」を「、製氷」に改め、「冷蔵施設」の下に「並びに加工場（用水の供給又は排水の用に供する部分に限る。）」を加える。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

農林水産大臣　**吉川　貴盛**
内閣総理大臣　安倍　晋三

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十二号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十九条第二項及び第三十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「平成三十年四月」を「平成三十一年四月」に、「十四万円」を「十四万千三百六十円」に、「五万千七百円」を「五万二千二百円」に、「四万八千百八十円」を「四万八千六百五十円」に、「三万四千四百三十円」を「三万四千七百七十円」に、「一万七千二百七十円」を「一万七千四百四十円」に改める。